

# 次期教育振興基本計画策定検討委員会

## 【 第 2 回 】

平成30年6月28日（木）

13時15分～15時

教育委員会会議室

### 議事次第

- 1 開会
  - 2 議事録の確認 ・・・資料1
  - 3 議題 ・・・資料2
    - 次期計画骨子（案）について
    - （1）改訂の考え方，計画の範囲・期間・評価について
    - （2）めざす子ども像，福岡スタンダードについて
    - （3）各主体の姿や役割について
    - （4）福岡スタイル，施策について
  - 4 閉会
- 事務連絡

参考1：現行計画の概要

参考2：現行計画（後期実施計画）の体系図

## 検討委員会委員名簿(14名)

敬称略(五十音順)

所 属 等	氏 名	計画上の領域
子どもNPOセンター福岡事務局長	牛島 恭子 (うしじま きょうこ)	子どもを取り巻く状況について総合的見地からの意見
久留米大学文学部教授	門田 光司 (かどた こうじ)	不登校, 学校ソーシャルワーク
福岡教育大学教育学部准教授	河内 祥子 (かわち しょうこ)	コンプライアンス, 教職員の資質・能力の向上
福岡市自治協議会等7区会長会会長	楠下 広師 (くすした ひろし)	社会全体での子どもたちの育成(地域)
西日本新聞社論説委員会論説委員	小出 浩樹 (こいで ひろき)	計画の全体について, 国や他都市の動向並びに, 地域の実情等, 総合的見地からの意見
福岡大学人文学部教授	高妻 紳二郎 (こうづま しんじろう)	学校評価, 学校改善, 自主性・自律性, リーダーシップ
日本アイ・ビー・エム株式会社 西日本支社 西部地区部長	長田 吉栄 (ながた よしひで)	社会全体での子どもたちの育成(企業)
福岡市PTA協議会副会長	西村 早苗 (にしむら さなえ)	社会全体での子どもたちの育成(家庭)
西南女学院大学人文学部教授	横溝 紳一郎 (よこみぞ しんいちろう)	学力(外国語教育, 日本語教育), 国際教育, 家庭・地域連携
福岡市保・幼・小・中連絡協議会 福岡市立雁の巣幼稚園園長	木野 由美子 (きの ゆみこ)	幼稚園
福岡市立板付北小学校校長	原 卓也 (はら たくや)	小学校
福岡市立春吉中学校校長	鈴木 康則 (すずき やすのり)	中学校
福岡市立福岡西陵高等学校校長	相良 誠司 (さがら せいじ)	高等学校
福岡市立若久特別支援学校校長	山本 稔 (やまもと みのる)	特別支援学校

## 次期教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 教育委員会が次期教育振興基本計画（以下、「次期計画」という。）を策定するにあたり、教育・経済等、多様な分野における専門的見地及び子どもを共にはぐくむ各主体として助言等を行い、もって次期計画の策定に資すること。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育長の求めにより、教育委員会が策定する次期計画の策定段階において、専門的見地及び子どもを共にはぐくむ各主体として助言等を行う。

### (委 員)

第3条 委員は、別表のとおりとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期計画が策定されるまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、検討委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

### (事 務)

第7条 検討委員会に関する事務は、教育委員会総務部教育政策課において処理する。

### (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

(別表) 検討委員会委員名簿 (平成 30 年 5 月 30 日・一部改正)

敬称略 (五十音順)

所 属	氏 名
子ども NPO センター福岡事務局長	牛 島 恭 子
久留米大学文学部教授	門 田 光 司
福岡教育大学教育学部准教授	河 内 祥 子
福岡市自治協議会等 7 区会長会会長	楠 下 広 師
西日本新聞社論説委員会論説委員	小 出 浩 樹
福岡大学人文学部教授	高 妻 紳 二 郎
日本アイ・ビー・エム株式会社 西日本支社 西部地区部長	長 田 吉 栄
福岡市 P T A 協議会副会長	西 村 早 苗
西南女学院大学人文学部教授	横 溝 紳 一 郎
福岡市保・幼・小・中連絡協議会 福岡市立雁の巣幼稚園園長	木 野 由 美 子
福岡市立板付北小学校校長	原 卓 也
福岡市立春吉中学校校長	鈴 木 康 則
福岡市立福岡西陵高等学校校長	相 良 誠 司
福岡市立若久特別支援学校校長	山 本 稔

<b>■改訂の考え方</b> ○ 計画期間(10年)が長い ○ 公教育の福岡モデルと実施計画編で内容が重複している ○ 学校現場で評価指標(目標)が意識されていない	<b>■計画の範囲</b> 小・中学校をはじめ、市立学校における取組を中心とし、子どもたちを共にはぐくむ家庭・地域の取組も含めた、教育に関わる分野	<b>■計画の期間</b> 始期を平成31年度とし、その期間を概ね6年間とする。社会状況の変化に応じて施策の見直しを行う。	<b>■計画の評価</b> 毎年の点検・評価において進行管理を行う。可能な限り客観的な評価指標を設定。
---	--	--	--

**めざす子ども像(教育の目標)**

**やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども**

- いきいきと学び遊ぶことをとおして、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力を身につけ、主体的に行動できる子ども
- 思いやりや命を大切にできる気持ちをもって行動できる子ども
- 新しいことにチャレンジする意欲をもち、将来の夢や希望に向かって粘り強く取り組む子ども
- 郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化を愛し、守り伝えるとともに、アジア・世界の国・地域の様々な価値観を認め、社会の一員として活躍する子ども

**福岡スタンダード NEW**

～福岡市のすべての子どもたちに身につけさせたい大事なこと～

あいさつ・掃除

自学・とも学

チャレンジ・立志

	施策／(関連計画など)	ねらい
<b>子ども</b>	<b>1 確かな学力の向上</b>	各学校や児童生徒一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組を継続していくとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえた、授業改善を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
	<b>2 豊かな人権感覚と道徳性の育成</b> (福岡市教育委員会人権教育推進計画)	「考え、議論する道徳」への転換を図るとともに、学校教育活動全体を通じた道徳教育及び人権教育を推進する。自分の大切さや、他者の大切さを認め、様々な場面等を通して、具体的な態度や行動に現れる豊かな心の育成を図る。
	<b>3 健やかな体の育成</b> (福岡市部活動指導のガイドライン)	「遊び」をキーワードとした体力向上の取組を推進し、運動を楽しむ学校づくりを図るとともに、健全な食生活の基礎となる食育の推進を図る。
	<b>4 いじめ・不登校等の未然防止・早期対応</b> (福岡市いじめ防止基本方針)	いじめや不登校児童生徒を生まない取組を小中が連携して推進するとともに、その兆候をいち早く把握し、早期の対応を行う。
	<b>5 特別支援教育の推進</b> (福岡市特別支援教育推進プラン)	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の推進を図る。
	<b>6 魅力ある高校教育の推進</b> (福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針 第2次)	高校教育改革に関する国の動向を視野に入れつつ、各校の特色ある教育活動や教育内容の魅力効果を効果的に高めるため、取組の焦点化や重点化・具体化を図る。
	<b>7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進</b>	郷土福岡の伝統や文化等の学びの推進とあわせ、実践的なコミュニケーション活動を取り入れた英語教育等、グローバルな視野を育むとともに、キャリア形成の方向性にも関連づけながら、職業的・社会的自立の基礎となる資質能力の育成を図る。
	<b>8 読書活動の推進</b> (福岡市子ども読書活動推進計画 第3次)	子どもたちが進んで学校図書館に足をほこび、学習に役立てるとともに読書の楽しさを味わうために「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を図る。

子どもをはぐくむ(導く・支える・守る)各主体の姿や役割	
<b>＜あるべき学校像＞</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる「安全安心な学校」</li> <li>・ 児童生徒が主体的に学校づくりに参画する「魅力ある学校」</li> <li>・ 学校の自主性を生かし、校長の運営方針のもと、教職員がめざす姿を共有し「成長に責任を持つ学校」</li> <li>・ 教職員が互いに切磋琢磨し「指導力を伝承する学校」</li> <li>・ 保護者や地域・企業と連携し「共に創る学校」</li> </ul>
<b>＜あるべき教員像＞</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 向上心をもち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員</li> <li>・ 人権感覚にあふれ、あたたかい子ども理解に基づいた生徒指導ができる教員</li> <li>・ 危機管理意識をもち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員</li> <li>・ 協調性をもち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員</li> <li>・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員</li> </ul>
<b>＜教育委員会事務局の責務＞</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめや不祥事を起こさせない教育委員会事務局</li> <li>・ 学校現場とともに課題解決に積極的に取り組む教育委員会事務局</li> <li>・ 家庭や地域の取り組みを支援する教育委員会事務局</li> <li>・ 課題等に柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、市の他部局や関係機関等とも連携し、情報発信を行う教育委員会事務局</li> <li>・ 客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを確立するとともに、コスト意識を持ち、真に必要な教育投資を実行する教育委員会事務局</li> </ul>



★キャラクターも新規に募集し、すべての子どもにチャンスとチャレンジを!!

**福岡スタイル**  
特に重視する教育の方法

### 9カ年を見通した小中連携

★ 小中が連携して義務教育9年間を見通した教育活動を実施し、特に小学校から中学校への円滑な接続を図る。

### 子ども・家庭への支援

★ 不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に、**教育・心理・福祉の支援パッケージ**で、すべての子どもの未来をはぐくむ。

### ICT利活用

(福岡市教育の情報化推進に関する指針を平成30年度に策定予定)  
★ 子どもたちに情報技術を手段として活用できる力を育むため、学校においてICTの活用を図る。

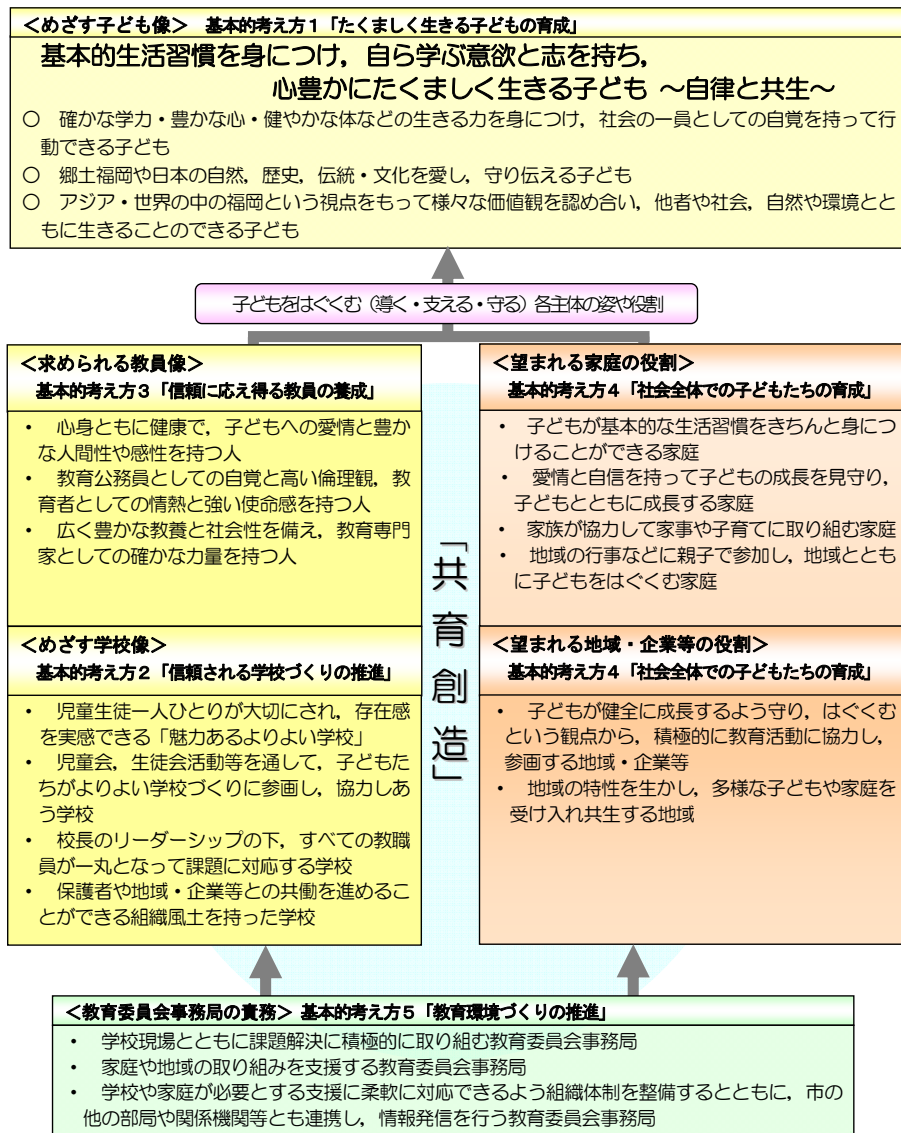
<b>学校・教員・教育委員会事務局</b>	<b>9 チーム学校による組織力の強化</b>	子どもたちを取り巻く様々な教育課題がある中、教諭以外の専門スタッフの充実を図るなどして「チーム学校」を実現し、学校の組織力を強化することで、課題への充実した対応を図る。
	<b>10 学校と家庭・地域等の連携強化</b>	学校の教育目標やめざす児童生徒像、教育活動を積極的に発信し、家庭・地域と共有するとともに、サポーター会議やコミュニティ・スクールなどにより家庭と地域の力を学校の教育活動に生かすことで、社会に開かれた教育課程の実現を図る。
	<b>11 資質ある優秀な人材の確保</b>	学習指導要領改訂や、複雑・多様化する学校教育に対応できる多様な人材の戦略的な確保を図る。
	<b>12 教職員の資質・能力の向上・活性化</b> (福岡市教員育成指標)	福岡市教員育成指標に基づいた研修講座の実施や、個別の課題やニーズに応じて選択できる研修の充実など、一人ひとりの教職員の資質・能力を高める研修の推進を図る。
	<b>13 コンプライアンスの推進</b>	体罰を含めた不祥事の根絶をめざして、各学校が主体的にコンプライアンスの推進に取り組む組織風土づくりを行い、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図る。
<b>家庭・地域</b>	<b>14 安心して学ぶことができる教育環境の整備</b> (学校規模適正化に関する実施方針など)	学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、安心して学習できる良好な環境を整備するため、事業の優先度を的確に見極め、選択し、実施を図る。
	<b>15 教員が子どもと向き合う環境づくり</b> (福岡市教職員の業務改善のための実施プログラム)	本市においても教員の在校時間は増加しており、学校や教員だけでは解決できない抜本的な方策や取組みを行い、教員が子どもたちに深く関わり、本来の業務に専念できる環境づくりの推進を図る。
	<b>16 子どもの安全確保に向けた取組の推進</b> (福岡市通学路交通安全対策プログラム)	子どもの安全を確保するため、学校が家庭や地域の団体、関係機関等と連携をとりながら、社会全体で子どもの安全を見守る取組の推進を図る。
	<b>17 家庭・地域における教育の推進</b>	子どもたちは、家庭で基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、地域で様々な人と関わり合いながら学び成長していくため、家庭・地域の教育力向上の推進を図る。

## 7 基本計画の概要

本市教育の新たな指針として策定した「新しいふくおか教育計画」では、めざす子ども像と教育の担い手である学校、家庭・地域・企業等それぞれの果たす役割を明確にするとともに、社会全体で子どもをはぐくむ「共育<sup>(※3)</sup>」に取り組むこととしています。

そのために、教育委員会事務局は、教育の各主体の取り組みを支援するための施策を実施します。

### (1) 本市の教育改革がめざす姿



### (2) 「公教育の福岡モデル」の推進

「公教育の福岡モデル」の推進にあたっては、学校教育の面から教育改革を推進していく上で、特に重視する「教育の内容」と「教育の方法」を示したものであり、本市教育改革の大きな推進力です。

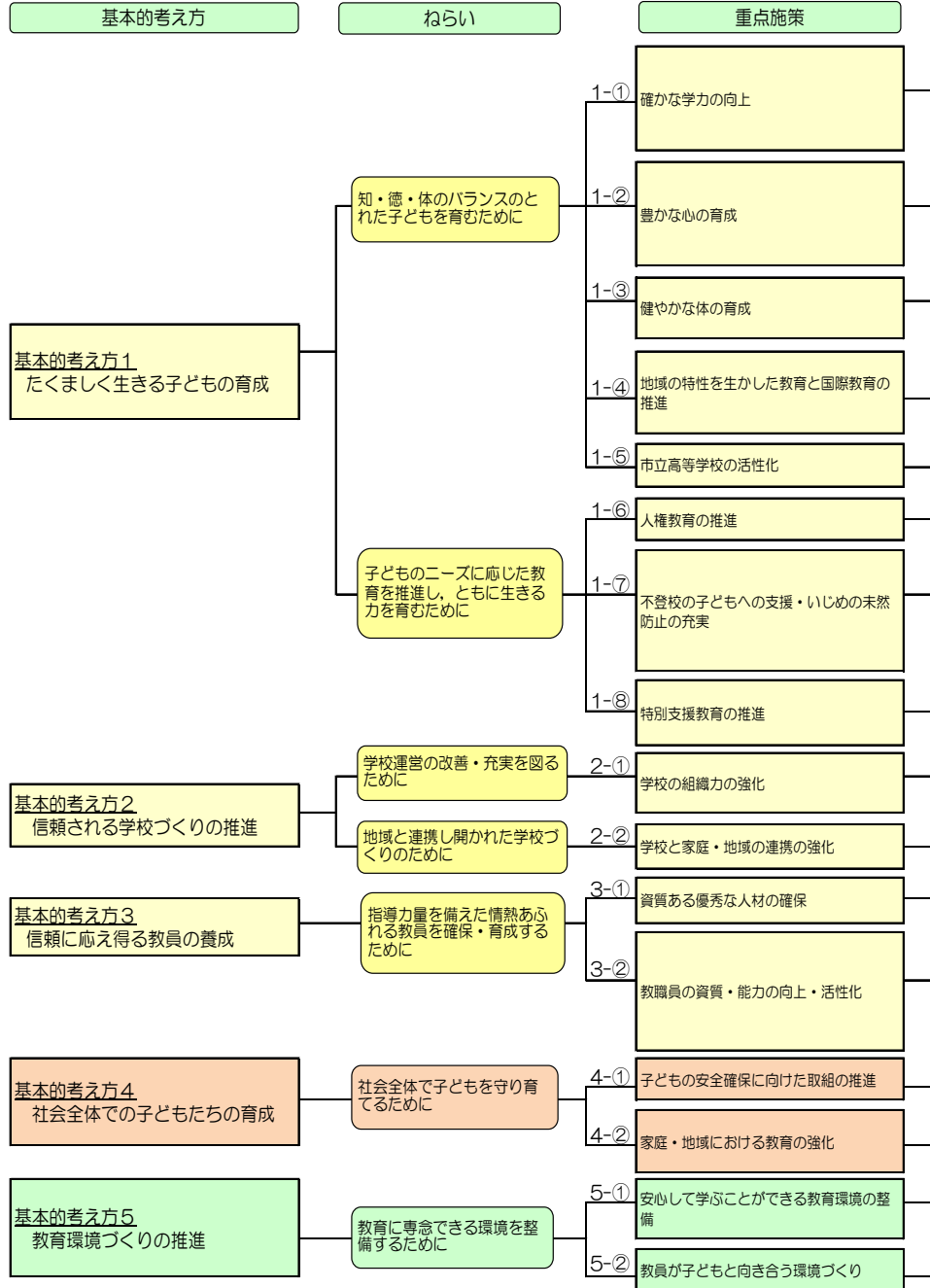
子どもの発達段階とニーズに応じることを基本とし、「公教育の福岡モデル」を基軸とした教育をすべての福岡市立学校・園で推進します。

発達段階	幼稚園 保育所	小学校	中学校	高等学校
区分	就学前	小1・2・3・4	小5・6・中1	中2・3 高1~3
(1) 福岡スタンダード	<p>早寝早起き朝ごはん</p> <p><b>立志</b></p> <p><b>自学</b></p> <p><b>あいさつ・掃除</b></p> <p>生活習慣づくり</p> <p>基本的な生活習慣の定着</p> <p>学習意欲を高め、粘り強く学習する態度の確立</p> <p>進路について目標を持ち、社会の中で自分を生かそうとする態度の育成</p> <p>進路の実現</p>			
(2) ことばを大切に する教育	<p>豊かな体験と言葉</p> <p>読みの聞かせの充実</p> <p>日常的に言語感覚を育成する環境整備(音読・朗読・ハンドブック)</p> <p>授業における言語活動の充実(言語活動指導の手引き)</p> <p>読書活動の充実</p> <p>作品の「よさ」を認める場の充実(文芸作品表彰)</p> <p>メディアリテラシーの段階的育成</p>			
(3) 子どもの力を引き出し 発揮させる教育	<p>楽しい・わかる・魅力ある授業づくり・活動づくり</p> <p>豊かな体験活動の推進</p> <p>学級活動・児童会活動・生徒会活動の活性化</p> <p>部活動の活性化</p>			
(4) 小中連携教育	<p>育ちに関する情報交換</p> <p>園児・児童交流</p> <p>「福岡市小中連携教育指針」策定</p> <p>発達段階を踏まえ、小・中学校間の滑らかな接続を図る</p> <p>9年間を見とおしたカリキュラムにもとづく学習指導・心の教育・体力の向上</p> <p>学校における適応指導の充実(いじめ・不登校対策等)</p> <p>将来への目標を持ち、進路を切り拓く節目をとらえたキャリア教育</p> <p>小・中学校と特別支援学校の連携</p> <p>小中高連携事業(出前授業)</p> <p>オープンスクール体験入学</p>			
(5) 家庭・地域・企業等と連携した教育活動	<p>○「福岡スタンダード」(あいさつ・掃除、自学、立志)の推進</p> <p>○長期休業日等における家庭、地域と連携した教育活動の推進</p> <p>○地域全体で学校教育を支援する事業の推進</p>			

参考資料 2 : 新しいふくおか教育計画抜粋

・再掲の後の1-①などの数字は、重点施策の番号を示す。  
・「★：新規」は、「新しいふくおか教育計画（平成21年度）」策定後の新規事業を示す。

10 後期実施計画体系図



主な事業及び取組事項 (★：新規, ○：継続)

○学力パワーアップ総合推進事業 ○ことは響く街ふくおか推進事業 ○観察、実験アシスタント配置事業 ○科学わくわくプラン ○小中連携教育の推進	○小学校高学年における一部教科担任制の実施 ○少人数学級の実施 ★生活習慣・学習定着度調査 ★アクティブ・イングリッシュ推進事業 ★ICTを活用した授業の推進
○福岡スタンダードの推進 ○道徳教育推進事業 ○児童生徒の規範教育推進事業 ○豊かな体験学習推進事業～自然教室～ ○ことは響く街ふくおか推進事業（再掲：1-①）	★「子どもと本をつなぐ学校図書館」推進事業 ○子ども読書活動の推進 ○メディアリテラシーの育成 ○保幼小連携教育の充実 ★いじめゼロプロジェクト
○児童生徒の体力向上の推進 ○食育推進事業 ○部活動支援事業	○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 ○人権尊重の性教育
○郷土福岡の特色を生かした教育の推進 ○「学生サポーター」制度活用事業 ○豊かな体験学習推進事業～自然教室～（再掲：1-②） ○学校・企業等との連携	○職場体験学習事業 ○福岡・釜山教育交流事業 ○外国の人や文化等との共生を深める教育活動の推進 ★アクティブ・イングリッシュ推進事業（再掲：1-①）
○進路実現・キャリア教育推進事業 ○魅力ある高校づくりの推進	★市立高校国際教育の推進
○学級集団アセスメントの実施 ○学校における人権教育の推進	○教員の人権教育研修の推進 ○PTA人権教育研修の推進
○不登校対応教員の配置 ○中学校1年生における少人数学級の実施 ○学級集団アセスメントの実施（再掲：1-⑥） ○スクールカウンセラー活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○小中連携教育の推進（再掲：1-①）	○教育相談機能の充実 ○適応指導教室事業 ○不登校の子どもの保護者への支援事業 ○いじめ防止対策委員会の推進 ★いじめゼロプロジェクト（再掲：1-②）
○特別支援教育支援員の配置 ○発達障がい等のある児童生徒への支援 ○充実を図る特別支援教育連携協議会の実施	○特別支援教育コーディネーターの養成 ○特別支援学校高等部就労支援事業 ○特別支援学校卒業生の学習交流事業（障がい者青年学級）
○副校長等の新たな職の配置拡充 ○民間人等の管理職採用 ○異職種間人事交流の推進	○学校評価推進事業 ○学校問題解決支援事業
○学校公開週間推進事業 ○学校サポーター会議推進事業	○学校評価推進事業（再掲：2-①） ○学校のホームページの充実
○「求められる教員像」に基づく人物重視の選考 ○多様な人材の確保	○受験者確保の取組
○経験年数や職能に応じた指導力形成を図る研修事業 ○福岡市教師道場 ★市立学校教員免許状更新講習 ○優秀な教員表彰事業 ○支援を要する教職員の指導力向上 ○校内研究推進事業・教育センター研究協力事業	○長期研修員・非常勤研修員による調査研究事業 ○授業力向上支援センターの充実 ○教員評価制度の充実 ○教職員メンタルヘルスマネジメント事業 ○教員の人権教育研修の推進（再掲：1-⑥） ★体罰によらない教育の推進
○学校・子どもの安全対策 ○地域ぐるみの学校安全整備推進事業	○地域と連携した防災教育 ○インターネット・携帯電話等を介した児童生徒の被害防止取組推進事業
○家庭教育支援事業 ○PTAとの連携の推進 ○子どもとメディアのよい関係づくり事業	○子ども読書活動の推進（再掲：1-②） ○地域ぐるみ家庭教育支援事業
○学校規模適正化事業 ○学校における夏期の暑熱対策事業 ○学校給食センター再整備事業	○学校施設の老朽化対策 ★非構造部材の耐震化
○校務情報化推進事業 ○学校問題解決支援事業（再掲：2-①）	○学校における事務改善の推進